

## 静岡県告示第604号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のように指定する。

なお、平成17年11月29日付け静岡県告示第1300号（建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定）は、平成20年9月30日限り廃止する。

平成20年7月25日

静岡県知事 石川 嘉延

### 1 中間検査を行う区域

静岡県の区域のうち、法第4条第1項又は第2項の規定により建築主事を置く市町の区域を除く区域

### 2 中間検査を行う期間

平成20年10月1日から平成25年9月30日まで

### 3 中間検査を行う建築物

次に掲げる建築物であって、新築、増築又は改築のものをいう。ただし、法第18条又は第85条の適用を受けるものは除く。

(1) 階数が3以上で、かつ、延べ面積が1,000㎡を超える建築物（倉庫、工場及び自動車車庫の用途に供するものは除く。以下「中規模以上の建築物」という。）

(2) 一戸建て住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿（その他の用途と併用するものを含む。以下「住宅」という。）

ただし、増築の場合は、住宅の用に供する増築部分の床面積の合計が60㎡を超えるもの。

### 4 中間検査を行う建築物の構造並びに特定工程及び特定工程後の工程

次の表のとおりとする。

(1) 中規模以上の建築物及び住宅（一戸建て住宅を除く。）

中間検査を行う建築物の構造	主要な構造が木造	主要な構造が鉄骨造	主要な構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	主要な構造がプレキャスト鉄筋コンクリート造	その他の構造
特定工程	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事	鉄骨造の部分において、初めて施工する階の建方工事	2階の床（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床版（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）の取付工事	屋根工事
特定工程後の工程	構造耐力上主要な軸組を覆う内装工事及び外装工事（屋根ふき工事を除く。）	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事及び内装工事	2階の床（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）及びこれを支持するはりに配置した鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事	2階の床版（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）と壁の相互を接合する部分を覆う工事	外装工事又は内装工事

(2) 住宅（一戸建て住宅に限る。）

中間検査を行う建築物の構造	主要な構造が木造	主要な構造が鉄骨造	主要な構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	主要な構造がプレキャスト鉄筋コンクリート造	その他の構造
特定工程	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事	2階の床（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事	2階の床版（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）の取付工事	屋根工事
特定工程後の工程	構造耐力上主要な軸組を覆う内装工事及び外装工事（屋根ふき工事を除く。）	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、内装工事及び外装工事（屋根ふき工事を除く。）	2階の床（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）及びこれを支持するはりに配置した鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事	2階の床版（地上階の階数が1の場合は、屋根床版）と壁の相互を接合する部分を覆う工事	外装工事又は内装工事

(注) 主要な構造とは、1の構造の場合はその構造とし、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のもをいう。ただし、その最大のもが2以上となる場合は、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造を主要な構造とみなす。

附 則

この告示は、平成20年10月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以降に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物について適用する。ただし、施行日前に法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定により確認の申請書が提出された建築物については、なお従前の例による。